

広域連携の財政支援(防災・安全交付金)

【概要】(水道事業運営基盤強化推進事業)

○ 都道府県に対して、都道府県が取りまとめた社会資本総合整備計画に基づき、各水道事業者等が実施する施設整備に必要な経費の一部を交付する。

(主な事業)

・広域化事業:市町村域を越えて広域化(事業統合または経営の一体化)を行う水道事業者に対し、広域化において必要となる施設整備事業

(例) ①連絡管等の整備(末端をつなぐ連絡管やループ管等)

②集中監視設備の整備、統合浄水場等の建設

③事務関係システムの統合 等

④統合元の人材・経営能力を活用して実施できる施設・設備整備 等



<支援制度活用イメージ>

・運営基盤強化等事業:広域化後に耐震化・老朽化対策として実施する施設や管路の更新を行う事業

・水道施設再編推進事業:事業規模の見直しに伴い、配水池及び浄水場等の統合整備を行う事業

・水道施設DX推進事業:市町村の区域を超えて広域的に実施するデジタル技術を活用した水道施設の点検・調査をする事業

【主な採択基準・交付率】

【主な採択基準】

○ 広域化事業:市町村域を越えて3以上の水道事業者等の広域化を行う事業であって、資本単価が90円/m³以上である水道事業者を含むこと等

○ 運営基盤強化等事業:広域化事業を実施していること

○ 水道施設再編推進事業:同一系統において3施設以上の廃止を伴う水道施設の統合整備事業であること等

原則10年間、令和16年度まで

【交付率】

○ 1/4, 1/3 ※交付率は、事業内容や事業開始時期により異なる。

組織の統合は不要

★水道事業者等に対する財政支援のほか、都道府県が水道法第5条の3に規定する水道基盤強化計画等を策定する際に必要な費用を支援